

## 高知県空き家ビジネスマッチング登録要項

### 1 趣旨

この要項は、高知県空き家相談窓口に設ける高知県空き家ビジネスマッチングの登録に関して必要な事項を定める。

### 2 定義

この要項において、用語の定義は以下のとおりとする。

#### (1) 高知県空き家ビジネスマッチング

中山間地域における空き家を用いた起業を促進することを目的に、空き家の物件所有者と活用希望者をつなぐ仕組み（以下、当事業）をいう。

#### (2) 中山間地域

次のいずれかに該当する地域をいう。

ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により振興山村地域として指定された地域

ウ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 3 条又は第 42 条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

#### (3) 物件登録

当事業に物件情報を登録することをいう。

#### (4) 物件カード

物件登録後、現地調査を行い物件概要をとりまとめた調書をいう。

#### (5) 利用登録

当事業に空き家活用希望者の情報を登録することをいう。

#### (6) 物件所有者

物件登録を行った空き家所有者をいう。

#### (7) 活用希望者

利用登録を行った空き家活用希望者をいう。

### 3 物件登録の申込

物件登録を行うときは、次の書類を高知県空き家相談窓口に提出する。

(1) 物件登録申込書 (様式第 1 号)

(2) 同意書（物件所有者用） (様式第 2 号)

#### 4 物件カードの作成

高知県空き家相談窓口は、物件登録があったとき、登録した物件の現地調査を行い、物件カードを作成する。

#### 5 利用登録の申込

利用登録を行うときは、次の書類を住宅課長に提出する。

- (1) 利用登録申込書 (様式第3号)
- (2) 同意書 (活用希望者用) (様式第4号)

#### 6 利用登録の通知

住宅課長は、利用登録を決定したときは、高知県空き家ビジネスマッチング利用登録通知書(様式第5号)にて活用希望者に通知する。

#### 7 物件登録及び利用登録ができない場合

以下の各号に該当する者は登録を申し込むことができない。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
  - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
  - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項

各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業と認められるとき。

(10) 前号に掲げるもののほか、特に住宅課長が認める場合。

## 8 登録の取消

住宅課長は、活用希望者が「7 物件登録及び利用登録ができない場合」に該当する事実が判明したときは、登録の取消を行うことができる。また、登録の取消を行ったとき、その旨を高知県土木部住宅課のホームページにて公開する。

## 9 再登録

前項の規定に基づき、登録が取り消された活用希望者は、登録取消の日から1年間再登録を申請することができない。なお、住宅課長が特に認めた場合にはこの限りではない。

住宅課長は登録を取り消された理由に応じ、再度同様の状況を生じるおそれがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

## 10 変更及び取消の申し出

登録した内容（物件カードも含む）を変更する場合又は自ら登録の取消を行う場合は、物件所有者は高知県空き家相談窓口、活用希望者は住宅課長に速やかに申し出なければならない。

## 11 県からの要請への協力

活用希望者は、高知県及び高知県空き家相談窓口から空き家対策の取組に関する以下の要請があった場合は協力することとする。

(1) 空き家対策に関する啓発

(2) 高知県空き家ビジネスマッチングの実態把握

## 12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は住宅課長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要項は、令和7年7月22日から施行する。